

令和7年度高松市定額減税調整給付金(不足額給付Ⅱ)申請書

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)
高松
市長殿

【本様式での申請対象者】

- 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額がいずれも0円の方、かつ、令和5・6年度非課税世帯(又は均等割のみ世帯)向け給付を、世帯主又は世帯員として受給していない方であって、
 - ・青色事業専従者 又は 事業専従者(白色)の方
 - ・合計所得金額が48万円超である方

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

※ 確認書が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

※ 本様式を提出いただいた場合、**高松市において支給要件に該当するか審査の上で、記入いただいた現住所に確認書(申出者用)を送付します。給付金の受給には、確認書の提出が必要です。**
※申請書を受付後、確認書の発送までには1か月程度時間を要する場合があります。

1. 申請者(支給対象者本人)※電話番号を必ず記入してください。

(フリガナ)	生年月日	現住所
氏名		
	大正・昭和・平成	
	年 月 日	電話 ()
令和6年1月1日時点の住所(令和6年1月2日以降に高松市に転入された方のみご記入ください)		

※転入された方は追加の提出書類が必要です。必ずご確認ください。

(注)令和6年の夏頃から秋頃に実施した定額減税が引き継ぎできないと見込まれた方への給付金(実施主体:令和6年1月1日に居住していた自治体)

2. 不足額給付Ⅱの申請種別(当てはまるものに○をつけてください。)

	令和5年中所得	令和6年中所得	令和6年度当初調整給付金(☆)について
申請種別 (右欄のそれぞれに○をつけてください) ※複数当てはまる場合は当てはまるものすべてに○をつけてください。	合計所得金額48万円超 ・ 事業専従者等 ・ 上記のどちらにも該当しない	合計所得金額48万円超 ・ 事業専従者等 ・ 上記のどちらにも該当しない	本人として支給対象だった ・ 扶養親族等として支給対象だった ・ 支給対象外だった

※R5年中所得又はR6年中所得のいずれかにおいて、税制度上、扶養親族等として定額減税の対象外(合計所得金額48万円超又は事業専従者等)である必要があります。高松市の調査等により申請内容と事実が異なることが判明した場合は、支給額の算定において、事実を基に減税額等を差し引きします。

提出書類

提出期限: 令和7年10月3日(金) (必着)

(注)申請の不備や提出書類の未提出等につきましても期限内に補正をしていただく必要がありますので、ご注意ください。

- ☐ 令和7年度高松市定額減税調整給付金(不足額給付Ⅱ)申請書【本書】
※ 必要事項をご記入ください。
- ☐ 『支給対象者本人の本人確認書類』の写し(コピー)
※マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、年金手帳などいずれかひとつ(氏名、生年月日が記載された部分)の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類』の写し(コピー)
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください(代理受給の場合は裏面をご確認ください。)

▼▼扶養親族等として令和6年度定額減税当初調整給付金の支給対象だった方は、下記の書類もご用意ください。▼▼

- ☐ 扶養主の令和6年分源泉徴収票 又は 令和6年分確定申告書の写し(コピー)
※ 扶養主が令和7年1月1日時点で高松市外に居住していた方のみご用意ください。
- ☐ 扶養主の令和6年度定額減税当初調整給付金の支給確認書 又は 支給決定通知書の写し(コピー) など
※ 扶養主が令和6年1月1日時点で高松市外に居住していた方のみご用意ください。

▼▼令和6年1月2日以降に高松市に転入された方は、下記の書類もご用意ください。▼▼

- ☐ 令和6年度個人住民税の納税通知書 又は 課税証明書の写し(コピー)
※ 令和6年度個人住民税額及び令和5年中の合計所得金額がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ 未申告により提出できる書類がない場合は、左のチェックボックスに☑をつけてください。
- ☐ 本人の令和6年度定額減税当初調整給付金の額がわかる書類(確認書 又は 支給決定通知書の写し(コピー) など)
※ 本人が令和6年度定額減税当初調整給付金の支給対象だった方のみご用意ください。
- ☐ 事業主の令和5年分所得税確定申告書 又は 青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー)
※ 青色事業専従者又は事業専従者(白色)の方のみご用意ください。

提出先

原則、郵送により提出してください。

〒760-8770 高松中央郵便局 私書箱第100号 高松市臨時特別給付金事業担当事務局

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 令和7年度高松市定額減税調整給付金(不足額給付Ⅱ)(以下、「本給付金」という。)の支給要件(①～⑧)について、次のA又はBに該当します。Aに当てはまる場合、原則として4万円を支給します。ただし、令和6年1月1日時点の国外居住であった方は、給付額が3万円となります。Bに当てはまる場合は、4万円から減税額等を差し引いた額が支給されます。算定の結果、0円となった場合には本給付金は支給されません。
A: 支給要件①～⑦をすべて満たします。 B: 支給要件①～④、⑧をすべて満たします。

【支給要件】

- ① 令和7年1月1日時点で高松市に住所を有している者(高松市の住民基本台帳に記録されていないが、高松市から地方税法の規定による道府県民税もしくは市町村民税が課されている者を含む)であること。
- ② 令和5年中及び令和6年中の合計所得金額が1,805万円を越えないこと。
- ③ 修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付を受けていないこと。
- ④ 次のいずれかの給付の対象世帯の世帯主又は世帯員に該当しないこと。
- ・令和5年度住民税非課税世帯への給付金(7万円)
 - ・令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金(10万円)
 - ・令和6年度新たに住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯となった世帯への給付金(10万円)
- ⑤ 令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円であり、本人として定額減税の対象外であること。
- ⑥ 令和6年度調整給付金(当初給付分)の給付対象者(控除対象配偶者又は扶養親族として加算されている者を含む。)でないこと。
- ⑦ 次に掲げるA又はBのいずれかに該当し、税制度上「扶養親族」の対象外であり、扶養親族等として定額減税の対象外であること。
- A: 合計所得金額48万超の者 B: 地方税法の規定による青色事業専従者又は事業専従者
- ⑧ 次に掲げる「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当すること。
- ・令和5年所得において、扶養親族として住民税の定額減税の対象になったものの、令和6年所得において合計所得金額が48万円を超える者又は青色事業専従者等(税制度上「扶養親族」から外れてしまう者)であったため、扶養親族として所得税の定額減税の対象から外れてしまった場合
 - ・令和5年所得において、合計所得金額が48万円を超える者又は青色事業専従者等(税制度上「扶養親族」から外れてしまう者)であったため、扶養親族として定額減税の対象から外れてしまったものの、令和6年所得において合計所得金額48万円以下であったため、扶養親族として所得税の対象になった場合
 - ・令和5年所得において合計所得金額が48万円を超える者又は青色事業専従者等(税制度上「扶養親族」から外れてしまう者)で、本人として当初調整給付の給付対象者であり、令和6年所得においても、引き続き、合計所得金額が48万円を超える者又は青色事業専従者等であるものの、本人としても扶養親族としても所得税の定額減税の対象から外れてしまった場合
- 本給付金の受給資格について、高松市が官公庁の帳簿等で確認を行うことに同意します。
- 高松市が官公庁の帳簿等で確認できないものについては、支給対象者において関係書類を提出することに同意します。また、他の行政機関等に本給付金の支給における必要な情報等を確認することに同意します。
- 提出した確認書の郵便消印が11月1日以降の場合、高松市が提出書類を不受理とすることに同意します。
- 高松市が確認書の提出を10月3日までに確認できない場合、本給付金の支給を受けることを辞退したものとみなすことに同意します。
- 高松市が求める関係書類を高松市が定める期限までに提出しない場合、本給付金の申請を取り下げたものとみなすことに同意します。なお、提出された書類の返還は求めません。
- 高松市が支給決定をした後、確認書等の不備による振込不能等の事由で支払いが完了せず、かつ高松市が定める期限までに申請者(代理人を含む。)に連絡・確認ができない場合は、本給付金の申請を取り下げたものとみなすことに同意します。
- 本給付金の支給後、本給付金の受給要件に該当しないことが判明した場合、高松市が定める納入期限までに本給付金を返還します。

【該当者のみ】 【代理受給(本人以外の口座で受給等)を行う場合のみ記入】

- 代理受給が認められる方(支給対象者との関係)
- ・法定代理人: 成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人など
 - ・親族等: 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

▼代理受給(本人以外の口座で受給等)する場合は、以下の書類もご用意ください。▼

☐ 『代理人の本人確認書類』の写し(コピー)

※ マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、年金手帳などいずれかひとつ(氏名、生年月日が記載された部分)の写し(コピー)をご用意ください。

☐ 『代理受給者と支給対象者の関係性を確認できる書類の写し(コピー)』

- ・法定代理人: 登記事項証明書(写し(コピー))
- ・親族等: 【同一世帯の親族等】住民票、戸籍謄本などの写し 【別世帯の親族等】戸籍謄本などの写し

【委任欄】 ※法定代理人の場合は下欄の記入は不要です。

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日	代理人現住所
		同一世帯の 親族 ・ 別世帯の親 族	大正・昭和・平成 年 月 日	電話
上記の者を代理人と認め、 令和7年度高松市定額減税調整給付金(不足額給付)の確認・請求及び受給を委任します。 (法定代理人の場合は記入不要)		支給対象者 本人氏名	支給対象者本人(委任者)の署名又は記名押印	